

事 務 連 絡
令和6年(2024年)5月28日

各市議会事務局 御中

山口県市議会議長会事務局
下松市議会事務局

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の
採択について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

表題の件について、中国市議会議長会を通じて全国市議会議長会から、別添のとおり依頼がありましたのでご連絡いたします。

〒744-8585 山口県下松市大手町3丁目3番3号
下松市議会事務局内
山口県市議会議長会事務局 岩見
TEL:0833-45-1874・FAX:0833-41-2970
メール:gikai@city.kudamatsu.lg.jp



中国議長会第5号
令和6年5月16日

中国市議会議長会
各支部長市議会議長 様

中国市議会議長会会長
宇部市議会議長 山下 節



厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の採択について（依頼）

平素より、中国市議会議長会の運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、全国市議会議長会会長より令和5年11月22日付全議K第11号にて、厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の採択について依頼されているところでありますが、全国市議会議長会会長より重ねて意見書の採択について依頼がありました。

各市議会におかれましては、これまでも厚生年金への加入実現をめざす意見書の採択にご尽力いただいているところでありますが、本年3月29日現在で、市区議会における意見書の採択状況は815中422（51.8%）となっており、ようやく半数を超えた状況となっております。

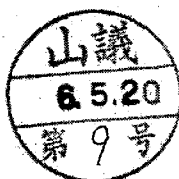
これまで、全国市議会議長会においては、厚生年金制度への地方議会議員の加入を実現するため、政府及び与党に対し重ねて要望活動を行っておられますが、残念ながら今日に至るまで制度改正に結びついていない状況にあります。

つきましては、厚生年金への加入を求める意見書を採択されていない市議会におかれましては、その趣旨を改めてご理解いただき、なるべく早期に意見書可決のうえ、国会や関係行政庁にご提出いただきますよう、格段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、県内各市への通知もあわせてお願いいたします。

添付資料：

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の可決状況について



【問合せ先】

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号
宇部市議会事務局 議事総務課 担当：河村・杉原
TEL:0836-34-8805 FAX:0836-31-4678
MAIL: info-gikai@city.ube.yamaguchi.jp



事 務 連 絡

令和 6 年 4 月 4 日

市議会議員長 各位

全国市議会議員長会

会長 ^{ぼう} 坊 ^{やす} 恭 ^{なが} 寿

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の可決状況について

平素より、全国市議会議員長会の運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

去る令和 5 年 11 月 22 日付け全議 K 第 11 号「厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の採択について（依頼）」にてご依頼申しあげました件について、令和 6 年 3 月議会で 25 市が意見書を可決したことにより、令和 6 年 3 月 29 日現在の意見書可決状況は、422 市区議会となっております（別紙 1 参照）。

意見書の採択に向けてご尽力いただいた市議会に対しまして、厚く御礼を申し上げますとともに、未採択の市区議会におかれては、それぞれのご事情があるかと拝察いたしますが、なるべく早期に意見書を採択いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、兵庫県の明石市議会及び加古川市議会においては、多様な人材の地方議会への参画促進を求める観点から、厚生年金へ地方議会議員が加入するための法整備を求める内容の意見書を採択されておりますので、ご参考までに送付いたします（別紙 2、3 参照）。

添付資料：

- ・別紙 1 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の可決状況
- ・別紙 2 多様な人材の地方議会への参画促進を求める意見書（兵庫県明石市議会）
- ・別紙 3 多様な人材の地方議会への参画促進を求める意見書（兵庫県加古川市議会）

【問合せ先】

全国市議会議員長会

政務第一部 千葉

TEL 03-3262-5235

nenkin@si-gichokai.gr.jp

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の可決状況

【別紙1】

令和6年3月29日現在

部会名	都道府県名	全市 区数	可決 市区数	可決市区名
北海道 (32/35)	北海道	35	32	札幌、小樽、旭川、室蘭、釧路、帯広、北見、岩見沢、夕張、網走、留萌、 苫小牧、稚内、美唄、芦別、赤平、江別、士別、紋別、名寄、三笠、根室、 千歳、砂川、歌志内、深川、登別、恵庭、伊達、北広島、石狩、北斗
東北 (41/77)	青森県	10	10	弘前、青森、八戸、黒石、五所川原、十和田、三沢、むつ、つがる、 平川
	岩手県	14	2	一関、奥州
	宮城県	14	10	仙台、石巻、塩竈、気仙沼、白石、角田、多賀城、岩沼、栗原、富谷
	秋田県	13	3	由利本荘、大仙、仙北
	山形県	13	10	山形、米沢、酒田、新庄、寒河江、上山、村山、東根、尾花沢、南陽
	福島県	13	6	福島、いわき、白河、喜多方、田村、伊達
北信越 (45/69)	新潟県	20	10	長岡、上越、三条、柏崎、十日町、村上、妙高、阿賀野、魚沼、 胎内
	富山県	10	5	富山 、 射水 、 魚津 、 滑川 、黒部
	石川県	11	11	金沢、七尾、小松、輪島、珠洲、加賀、羽咋、白山、かほく、能美、 野々市
	福井県	9	5	福井、越前、大野、勝山、あわら
	長野県	19	14	長野、松本、 岡谷 、諏訪、須坂、小諸、伊那、駒ヶ根、大町、飯山、 茅野、塩尻、佐久、千曲
関東 (81/216)	東京都	49	10	八王子、 青梅 、府中、調布、町田、狛江、東大和、北、荒川、葛飾
	神奈川県	19	5	横浜、川崎、相模原、 横須賀 、南足柄
	山梨県	13	6	甲府 、 韮崎 、北杜、上野原、山梨、甲州
	茨城県	32	25	水戸、 日立 、土浦、古河、 石岡 、結城、龍ヶ崎、下妻、常総、常陸太田、 高萩、北茨城、笠間、取手、鹿嶋、潮来、那珂、筑西、坂東、稲敷、 神栖、行方、桜川、鉾田、小美玉
	栃木県	14	11	宇都宮、足利、栃木、 佐野 、鹿沼、小山、真岡、大田原、矢板、さくら、 下野
	群馬県	12	1	館林
	埼玉県	40	14	さいたま、熊谷、行田、加須、本庄、東松山、春日部、羽生、 鴻巣、上尾、桶川、北本、坂戸、幸手
	千葉県	37	9	千葉、松戸、 佐倉 、市原、八千代、鴨川、南房総、山武、いすみ
東海 (36/96)	静岡県	23	2	静岡、御殿場
	愛知県	38	16	豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、豊田、安城、西尾、江南、稲沢、 東海、知立、愛西、清須、北名古屋、弥富
	三重県	14	7	四日市、 伊勢 、桑名、尾鷲、亀山、熊野、いなべ
	岐阜県	21	11	大垣、関、中津川、羽島、瑞浪、恵那、各務原、山県、瑞穂、本巣、 海津
近畿 (35/111)	大阪府	33	5	吹田、貝塚、河内長野、門真、 四條畷
	京都府	15	7	福知山、舞鶴、綾部、宮津、亀岡、八幡、南丹
	滋賀県	13	2	大津、湖南
	兵庫県	29	12	神戸、 明石 、 西宮 、 芦屋 、相生、豊岡、 加古川 、たつの、加西、養父、 南あわじ、朝来
	奈良県	12	7	大和郡山、天理、橿原、御所、生駒、香芝、葛城
	和歌山県	9	2	和歌山、有田
中国 (38/54)	鳥取県	4	4	鳥取、米子、倉吉、境港
	島根県	8	6	松江、 浜田 、出雲、安来、 江津 、雲南
	岡山県	15	10	岡山、津山、笠岡、井原、新見、備前、 赤磐 、真庭、美作、浅口
	広島県	14	10	尾道、呉、三原、三次、庄原、竹原、東広島、廿日市、安芸高田、 江田島
	山口県	13	8	下関、宇部、山口、防府、岩国、長門、柳井、美祢
四国 (25/38)	徳島県	8	3	徳島、吉野川、阿波
	香川県	8	7	高松、丸亀、坂出、善通寺、観音寺、さぬき、三豊
	愛媛県	11	9	松山、今治、宇和島、八幡浜、新居浜、西条、四国中央、伊予、西予
	高知県	11	6	高知、宿毛、安芸、室戸、南国、香南
九州 (89/119)	福岡県	29	12	北九州、久留米、飯塚、嘉麻、行橋、中間、春日、糸島、古賀、うきは、 宮若、那珂川
	佐賀県	10	8	唐津、鹿島、伊万里、鳥栖、武雄、多久、小城、嬉野
	長崎県	13	11	長崎、佐世保、 諫早 、大村、松浦、対馬、壱岐、五島、西海、雲仙、 南島原
	熊本県	14	14	熊本、八代、人吉、荒尾、水俣、玉名、山鹿、天草、菊池、宇土、 上天草、宇城、阿蘇、合志
	大分県	14	14	大分、別府、中津、日田、佐伯、臼杵、津久見、竹田、豊後高田、 杵築、宇佐、豊後大野、由布、国東
	宮崎県	9	6	宮崎、 小林 、日向、串間、西都、えびの
	鹿児島県	19	15	鹿児島、薩摩川内、鹿屋、奄美、いちき串木野、阿久根、指宿、 伊佐、南さつま、霧島、西之表、垂水、曾於、志布志、 姶良
	沖縄県	11	9	那覇、石垣、宜野湾、名護、糸満、豊見城、うるま、宮古島、南城
合 計		815	422	

※赤字の市は令和6年3月議会でも可決

採択率51.8%(422/815)

多様な人材の地方議会への参画促進を求める意見書

社会経済の急速な構造変化を背景に、地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このため、若者や女性、会社員など多様な人材の地方議会への参画を促進し、議会を活性化することは、多くの地方議会に共通の緊要な課題となっている。

しかしながら、最近の地方選挙においては、女性議員の躍進が見られる一方で、投票率の低下や無投票当選者の増加など、議会への関心の低下や議員のなり手不足が深刻化している。安心して議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境を整えることは、多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、下記の事項について早急に実現するよう強く要望する。

記

- 1 地方議会の役割等が明確化された地方自治法の改正を踏まえた主権者教育を一層推進すること。
- 2 立候補に伴う休暇制度や議員活動のための休職、任期満了後の復職など、会社員が立候補しやすい環境を整備するとともに、厚生年金へ地方議会議員が加入できるための法整備を図ること。
- 3 政治分野における男女共同参画の推進を図るため、議員活動と出産・育児、介護等の両立やハラスメント防止のための取組に対して支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

兵庫県明石市議会

多様な人材の地方議会への参画促進を求める意見書

社会経済の急速な構造変化を背景に、地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このため、若者や女性、会社員など多様な人材の地方議会への参画を促進し、議会を活性化することは、多くの地方議会に共通の緊要な課題となっている。

しかしながら、最近の地方選挙においては、女性議員の躍進が見られる一方で、投票率の低下や無投票当選者の増加など、議会への関心の低下や議員のなり手不足が深刻化している。安心して議員に立候補し、議員活動が続けることができる環境を整えることは、多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、下記の事項について早急に実現するよう強く要望する。

記

- 1 地方議会の役割等が明確化された地方自治法の改正を踏まえた主権者教育を一層推進すること。
- 2 立候補に伴う休暇制度や議員活動のための休職、任期満了後の復職など、会社員が立候補しやすい環境を整備するとともに、厚生年金へ地方議会議員が加入できるための法整備を図ること。
- 3 政治分野における男女共同参画の推進を図るため、議員活動と出産・育児、介護等の両立やハラスメント防止のための取組に対して支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月25日

兵庫県加古川市議会
議長 小林直樹